

川 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成29年8月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）東扇島物流施設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 RW東扇島特定目的会社 取締役 須貝 信
	指定開発行為の名称	（仮称）東扇島物流施設計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島21番地、23番地1号
	指定開発行為の目的	物流施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約677,490㎡
	指定開発行為の施行期間	着手年月：平成29年度 完了予定：平成36年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成29年8月17日（木）～平成29年8月31日（木） ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所 及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出	条例準備書関係住民（関係地域に在住・在勤の方）から条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会の開催について公告します。 *条例公聴会を開催する場合は、9月30日（土）の予定です。 公聴会では、大気質、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害、地域交通、温室効果ガスに関する事項について、意見をお聴きする予定です。 【申出書の提出期限及び提出先】 提出期限：平成29年8月31日（木） （郵送の場合は、平成29年8月31日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。
今後の手続きの流れ	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出がある場合	
	① 条例公聴会の開催の公告	公聴会で市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。
	② 条例公聴会の開催	
	③ 川崎市環境影響評価審議会での審議	環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。
	④ 条例審査書の公告	上記審議会からの答申を基に環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。
⑤ 条例評価書の公告	条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。	
申出がない場合		